

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
所在地／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308
FAX／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

令和8(2026)年度大和人権文化センター団体登録について

団体登録をすることで、4月から1年間、定期利用ができます。

登録書類は、大和人権文化センター窓口で配布します。

希望の曜日・時間が重複したときは、抽選して決定します。



【団体登録できる団体】

- 原則として月1回以上の利用で、決まった曜日・時間に利用する団体
 - 三原市内在住または在勤者で構成されている団体
 - 通常5人以上の利用が見込める団体
 - 人権文化センターの設置目的を達成するための事業を行う団体
 - 運営組織・活動内容等について定められた団体
- ☆ 各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動、地域住民の交流を図る事業等

【登録申請期限】

令和8年2月25日(水)

センターの利用

- 利用時間：毎日午前9時から午後5時まで
- 休館日：年末年始の12月29日から1月3日まで

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 2月20日(金) 9:00~12:00
 - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談
相談員2名で対応します。
次回は、3月13日(金)の予定
電話による相談も受け付けています
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

- 人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。
- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
 - ところ 三原市大和人権文化センター
 - 電話 0847-33-1308

じんけん 人権のひろば

今月から2回にわたって「人権擁護委員」について紹介します。

【第1回】

市ホームページ2次元コード



【人権擁護委員ってどんな人？】

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々の現在、約14,000人の擁護委員が全国の市町村(うち、三原市では14人(男性7人、女性7人))に配置されています。

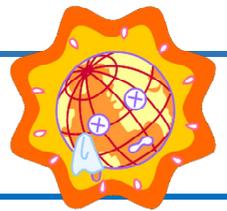
設置の目的は、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るためとされており、基本的人権が侵犯されないようチェックし、もし侵犯された場合にはその救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることとされています。

全国の人権擁護委員の活動内容を紹介します。

- 相談 電話相談(人権一般、女性、子どもの人権相談等)
- 人権侵害事件 「人権侵害あり」となった場合には法務局と連携して、救済や啓発を行う。
- 人権啓発 街頭啓発活動、人権の花運動、人権作文コンテスト等



★きょうは何の日？ 2月 人権カレンダー



世界社会正義の日(20日)

2月20日は「世界社会正義の日」として、2007年に国連によって制定され、各国に対して、社会開発サミットの目的を達成すべく活動を促進するよう求めています。社会開発サミットとは、1995年に国連史上初めて貧困撲滅、雇用など幅の広い範囲の社会問題が取り上げられたものです。

また、経済格差、気候変動による災害、移民・難民問題、子どもや女性をはじめとする人権侵害は今なお社会に根深く残っています。これらに対して、政治や法律の改善も大切ですが、一人ひとりの個人の意識の変革を促していくことも欠かせません。自分の身の周りの差別や不公平に気づけるか、そして改善していけるか、そういったことを積み重ねていくことが求められています。